

## 重度心身障害者医療費の過剰支給について

重度心身障害者医療費の補装具費について、市が申請内容を誤って認定し、過剰に支給していたことが判明しました。

### 1 詳細

- 過剰支給額合計 683,238円
- 対象者 6人
- 最高額 283,592円
- 最低額 3,376円

### 2 制度の概要

重度心身障害者が医療機関を受診した場合、医療費の一部負担金を、県と市で助成することになっています。このうち補装具費（治療用装具代）は、被保険者が費用の全額を一度窓口にした後、保険者が負担割合に応じた保険者負担分を被保険者に支払い、残りの一部負担金を重度心身障害者医療費として支給することになっています。

### 3 経緯

令和6年11月25日に実施された埼玉県国保医療課による支給事務監査において、令和6年度10月支給分の補装具費2件について、その他の重度心身障害者医療費と同様に一部負担金の請求であると誤認し、保険者負担分を含めた金額を支給しているとの指摘を受けました。その後、監査対象期間である令和3年2月から令和6年10月支給分までの申請書を全件確認したところ、新たに4件の過剰支給が判明しました。

### 4 今後の対応

対象者を訪問し、経緯や原因を説明してお詫びするとともに、過剰に支給した重度心身障害者医療費を返還していただくよう求めます。

### 5 原因

人事異動等による担当者変更があった際の担当者間の事務引継ぎが適切でなかったため、制度について担当者の認識が不足していた。また、十分なチェック体制が確立できていなかったことによるものです。

### 6 再発防止策

申請を、医療費、調剤費、柔道整復、補装具等の内容ごとに仕分け、それぞれの計算方法に従った計算を行うことで、給付決定額の誤りを防止する。また、補装具費の取扱いについて、単独に項目を設けて事務処理マニュアルに記載することで、人事異動等により担当が変更になった場合においても事務に支障が出ないように改善します。

#### 【記事に関するお問い合わせ】

白岡市健康福祉部福祉課 鈴木

☎0480(92)1111 内線162    ✉fukushi@city.shiraoka.lg.jp